

# 公益社団法人 日展規則

## 第1章 総 則

第1条 この規則は、定款第48条の規定に基づき、日本美術展覧会(以下「展覧会」という)の開催(運営)に関し必要な事項について定めることを目的とする。

第2条 展覧会は、定款第5条第2項に掲げる分科に分け、各科の総合展覧会とする。

第3条 展覧会は、第7章で定めるものを除き、年1回、秋に開催することを常例とする。

## 第2章 鑑査、審査、陳列及び授賞の種類

第4条 展覧会に陳列する作品は、第5条及び第7条に定める場合を除き、鑑査して決定する。

2 出品された作品を鑑査するため鑑査員長及び定款第5条第2項に掲げる各分科毎に鑑査員を置く。

3 鑑査員長及び鑑査員は、それぞれ審査員長及び各相当分科の審査員をもって充てるものとする。

第5条 次の各号の一に該当する者の各専攻技術による作品については、鑑査を経ることを要しないものとする。

- (1) 公益社団法人日展の会員
- (2) 公益社団法人日展の顧問
- (3) 公益社団法人日展の準会員
- (4) 前年度の展覧会における特選受賞者

第6条 鑑査の方法及び陳列作品の選定は、審査員の合議により決定し、審査員長の承認を得るものとする。

第7条 理事長は、理事会の決議を経て、美術上の業績特に顕著にしてその識見、人格ともにすぐれた者について、展覧会に招待出品者として置くことができるものとする。

2 前項の規定により招待された者の出品は、鑑査を経ることを要しないものとする。

3 第1項の規定により各年度の展覧会に招待することができる者の数は、各分科毎に若干名とする。

第8条 授賞の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 内閣総理大臣賞 (各科1名以内)
- (2) 文部科学大臣賞 (各科1名以内)
- (3) 東京都知事賞 (各科1名以内)
- (4) 日展会員賞 (各科1名以内)
- (5) 特選 (各科10名以内)
- (6) 当該年度において理事会決議により特に設けた賞 (決議により定めた人数)

第9条 第4条第1項及び第5条の規定により陳列された作品のなかで、特に卓越した作品については選考のうえ、内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞として、それぞれの大臣あて推薦するものとする。ただし、過去の展覧会における内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞受賞経歴者は除くものとする。

2 前項の作品を選考するため大臣賞選考委員長及び大臣賞選考委員を置く。

3 大臣賞選考委員長はこの法人の理事長とし、大臣賞選考委員には理事会の決議により理事の中から選定した者をこれに充てる。

4 理事長は、理事会の決議を経て、美術に関し高邁な識見を有する学識経験者の中から選定した者を前項の大臣賞選考委員に加えるものとする。

5 大臣賞選考委員会の決議は出席者の大臣賞選考委員によって決定し、委任状はこれを認めない。

第10条 第4条第1項及び第5条の規定により陳列された作品のなかで、卓越した作品については選考のうえ、東京都知事賞として、東京都知事あて推薦するものとする。ただし、過去の展覧会における内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞受賞経歴者及び東京都知事賞受賞経歴者は除くものとする。

2 前項の作品を選考するため東京都知事賞選考委員長及び東京都知事賞選考委員を置く。

3 東京都知事賞選考委員長はこの法人の理事長とし、東京都知事賞選考委員には理事会の決議により理事の中から選定した者をこれに充てる。

4 理事長は、理事会の決議を経て、美術に関し高邁な識見を有する学識経験者の中から選定した者

を前項の東京都知事賞選考委員に加えるものとする。

- 5 東京都知事賞選考委員会の決議は出席者の東京都知事賞選考委員によって決定し、委任状はこれを認めない。

第11条 第5条第1号の規定に該当するこの法人の会員の陳列された作品については、選考のうえ、日展会員賞を授与することができる。ただし、過去の展覧会における内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞受賞経歴者、東京都知事賞受賞経歴者及び日展会員賞受賞経歴者は除くものとする。

- 2 前項の作品を選考するため、日展会員賞選考委員長及び日展会員賞選考委員を置く。
- 3 日展会員賞選考委員長はこの法人の理事長とし、日展会員賞選考委員には理事会の決議により理事の中から選定した者をこれに充てる。
- 4 理事長は、理事会の決議を経て、美術に関し高邁な識見を有する学識経験者の中から選定した者を前項の日展会員賞選考委員に加えるものとする。
- 5 日展会員賞選考委員会の決議は出席者の日展会員賞選考委員によって決定し、委任状はこれを認めない。

第12条 鑑査を経て陳列された作品及び第5条第4号の規定に該当し鑑査を経ないで陳列された作品については、審査のうえ、特選その他の賞を授与することができる。

- 2 前項の作品を審査するため、審査員長及び審査員を置く。
- 3 審査員は、毎年度、この法人の役員、顧問、会員及び準会員の中から理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 4 前項の審査員の候補者を選考し、理事会に推薦するため、審査員候補者推薦委員会を置く。
- 5 審査員候補者推薦委員は、理事会の決議により選定する。
- 6 審査員候補者推薦委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。
- 7 理事長は、理事会の決議を経て、美術に関し高邁な識見を有する学識経験者の中から選定した者を第3項の審査員に加えるものとする。
- 8 審査員の任期は1年以内とする。ただし、再任する場合は前任期終了後1年以上経てからとする。
- 9 第3項に定める審査員の各分科毎の定数は、次のとおりとする。
  - (1) 第1科 17名以内
  - (2) 第2科 17名以内
  - (3) 第3科 17名以内
  - (4) 第4科 17名以内
  - (5) 第5科 17名以内
- 10 第7項に定める審査員の各分科毎の定数は、次のとおりとする。
  - (1) 第1科 3名以内
  - (2) 第2科 3名以内
  - (3) 第3科 3名以内
  - (4) 第4科 3名以内
  - (5) 第5科 3名以内
- 11 審査員選任後の入れ替えや、欠員による補充等は認めない。

第13条 第12条第3項の規定により選定された審査員は、その専攻する分野によって、第1科から第5科に分属する。

- 2 第12条第7項の規定により選考された審査員についても第1科から第5科に分属する。
- 3 各分科の審査員は、それぞれ、その互選によって審査主任を決定する。

第14条 審査員長は、理事長がこれにあたる。

第15条 審査の方法及び受賞者の選定は、審査員の合議で決定し、審査員長の承認を受けるものとする。

第16条 展覧会に陳列する作品の陳列方法は、審査員長及び審査主任が協議して決定する。

第17条 鑑査及び審査の結果についての異議は、受理しない。

第18条 展覧会に作品を陳列された出品者は、陳列作品の位置、配列等に対して異議を申し立てることはできない。

第19条 審査員は、鑑査の経過を洩らしてはならない。

- 2 審査員は、鑑査を委嘱されてから鑑査終了までの間、会派による研究会などでの指導、下見を行ってはならない。
- 3 審査員は、鑑査を委嘱された期間において、第4章に定める出品者から金品を受け取ってはならない。

- 4 審査員以外の者は、鑑審査に介入してはならない。
- 5 審査員の鑑審査の状況を巡視するため、審査監査室を設置する。
- 6 審査監査室の構成員は、理事会の決議により選定する。
- 7 本条における違反を発見したときは、審査員については、審査員を解任し、以後、理事会の決議により審査員に選任しないことができる。また審査員以外のものについても、同様とする。ただし、違反が軽微な場合は、その期間を限定することがある。

### 第3章 展覧会係

- 第20条 展覧会の運営に関する事務の円滑な実施を図るため各分科毎に係若干名を置く。
- 2 係は、毎年度、第12条第3項の規定により選任された審査員又は審査員経験者の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱するものとする。
- 第21条 展覧会の運営に関する事務は、事務局の行うものを除き係が分掌して行うものとする。
- 第22条 係の任期は、1年以内とし、再任する場合は前任期終了後1年以上経てからとする。

### 第4章 出 品

- 第23条 展覧会に出品しようとする作品は、自己の制作したものに限る。ただし、故人の制作したものは、その遺族において、審査員長の承認を得てこれを出品することができるものとする。
- 第24条 第3科の作品で原型制作者と実材制作者とが異なるときは原型制作者をその出品人とする。
- 2 第4科の作品で協同制作であるときは、その代表者1名を出品人とする。  
この場合には、代表制作者は、協同制作者の氏名を附記することができるものとする。
- 第25条 出品することのできる作品は各科ともに1点とする。
- 第26条 出品作品の大きさ及び重量については、そのつど定める。
- 第27条 出品作品の形態、添付物の制限についてはそのつど定める。
- 第28条 次に掲げる作品は出品することができないものとする。
- (1) 制作後5年以上経たもの。
  - (2) 既に公募の他の展覧会に出品又は陳列したことがあるもの。
- 第29条 出品しようとする作品は、すべて所定の書式の申込書に理事会で定める手数料を添えて公示の場所に搬入しなければならない。
- 2 作品には、題名及び出品者氏名を明示しなければならない。
  - 3 既納の手数料は返付しないものとする。
- 第30条 作品を受理したときは、引換えに預り証を交付するものとする。
- 第31条 受理された作品は撤回することができないものとする。  
ただし、審査員長の許可を得たときはこの限りでない。
- 第32条 出品しようとする作品の荷造及び運送費はすべて出品者の負担とする。
- 第33条 受理した作品の保管については、この法人においてその責任を負うものとする。  
ただし、正常な管理状態のもとにおいて生じた紛失、破損等に対してはその責任を負わない。
- 第34条 本章に掲げた各条項のほか、出品者に対し、各年度の日本美術展覧会開催要綱に守るべき条項を掲げることができ、これらに対する違反を発見したときは、出品を取り消し、以後、理事会の決議により出品を認めないことができる。ただし、違反が軽微な場合は、その期間を限定することがある。

### 第5章 売約及び搬出

- 第35条 陳列作品の売約については、この法人は関与しない。
- 第36条 陳列作品は第7章の規定により陳列することとなるものを除き、別に理事会の定める期間内に、出品者において預り証を提示のうえ搬出することを要する。
- 2 前項の期間内に搬出されないものは、この法人において責任を負わない。

第 37 条 陳列することに決定した作品以外の作品は、別に理事会の定める期間内に出品者において預り証を提示のうえ搬出することを要する。

2 前項の期間内に搬出されないものは、この法人において責任を負わない。

## 第6章 観 覧

第 38 条 観覧時間は展覧会のつど、理事会が定めるものとする。

ただし、都合によってこれを伸縮または観覧を停止することがある。

第 39 条 観覧者は陳列作品に触れてはならない。ただし、出品者の承諾を得て理事長が許可し、その旨表示したものについてはこの限りではない。

2 観覧者は場内の指示に従わなければならない。

第 40 条 観覧者で、他の観覧人の鑑賞を妨げるおそれがあると認められるものは、入場を禁じ又は退場させることがある。

第 41 条 陳列された作品の撮影又は模写は、出品者の承諾のあるものに限り理事長が許可するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者が、展覧会場で作品の撮影又は模写をしようとするときは、許可証を係員に提示し、かつ、係員の指示に従ってしなければならない。

第 42 条 観覧の入場料は理事会で定める。

## 第7章 巡回日展

第 43 条 この法人は、展覧会終了後、その開催を希望する都道府県教育委員会又は美術館、新聞社、文化団体と共同して日本美術展覧会巡回展覧会(以下「巡回日展」という)を開催するものとする。

第 44 条 巡回日展の開催地、開催期日その他展覧会の開催に当たって必要な事項は、理事長と開催希望者と協議して定める。

第 45 条 巡回日展は展覧会に陳列された作品中より選ばれたものをもって構成する。

2 前項の規定により巡回日展に陳列する作品の選定は、審査員長及び審査主任がこれを行う。

第 46 条 巡回日展に陳列する作品の陳列方法の決定等は、指定された審査員がこれを行う。

2 理事長は、理事の合議を経て、前項の職務を行う審査員を指定するものとする。

## 第8章 著作権

第 47 条 展覧会に出品された作品のテレビ放送権は、展覧会の中継放送並びに紹介放送を目的とする場合に限り、展覧会開催期間中、この法人に帰属する。

2 展覧会開催期間中に収録した録画物の放送の期間は、展覧会開催期間中及び終了後の 1 年以内とする。

第 48 条 この法人が、当該年度展覧会の陳列作品の紹介、解説の目的をもって刊行する出版物に対する著作権は、展覧会開催期間中及び終了後、巡回日展開催期間中を含めた 1 年間、この法人に帰属する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行するものとする。

附則

この規則は、平成27年5月13日から施行する。ただし、第5条第3号及び第11条第3項の改正規定は、平成27年5月29日の定時総会において承認された改正定款の施行の日からとする。

附則

この規則は、平成 29 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この規則は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。